



定額減税に係る補足給付金（調整給付）

広報かまいし6月1日号でお知らせした定額減税において、定額減税額が所得税額または個人住民税所得割額を上回り、減税しきれないと見込まれる人に、減税しきれない差額を1万円単位で切り上げて給付金として給付します。

給付金額



- ※1 納税義務者本人と控除対象配偶者・扶養親族の数（国外居住者は対象から除く）
- ※2 令和5年分所得税額に基づき算定
- ※3 0以下の場合は0とします

令和6年分の所得税額が、年末調整や確定申告などにより確定し、当初の給付額に不足がある場合は、追加で不足額を給付します。給付時期、申請方法は、市ホームページ・広報で周知します。

例) 夫婦2人世帯で配偶者控除の適用がある場合
(推計所得税額を49,250円、住民税所得割額を107,300円とした場合)



- 所得税分 減税可能額 30,000円×2人=60,000円
60,000円-49,250円=10,750円
- 住民税所得割分 減税可能額 10,000円×2人=20,000円
20,000円-107,300円=-87,300円(0円)
- 調整給付額 10,750円+0円=10,750円
1万円単位で切り上げた20,000円が調整給付として給付されます。

申請方法

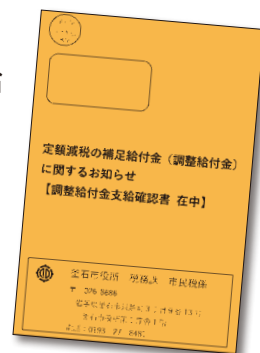
定額減税しきれないことが見込まれる人には7月下旬より「調整給付金支給確認書」をオレンジ色の封筒で郵送しています。確認書に必要事項を記入し、**10月31日(木)【消印有効】まで**に同封の返信用封筒で返送してください。

記入内容によって、本人確認書類、口座情報が分かるものなどのコピーを添付していただく場合があります。

詳しくは、市ホームページをご確認ください。



市ホームページ



問い合わせ 市税務課 市民税係 ☎ 27-8481



金石市LINE公式アカウント